

子ども手当も、子どものためではなく、親が散財してしまう可能性は高い。その点で、大阪大学教授チャールズ・ユウジ・ホリオカ氏の「親子間の相続」に関する指摘が興味深い。

同氏が行った親子研究では、長男に全部あるいは多くの資産を残そうとする親が非常に多いとわかった。そして、長男と親が同居するケースが同様に多かった。「日米貯蓄調査」によると、子どもの間で遺産を均等に配分したいと考えているアメリカ人は84%に上るのに対し、日本では44%にすぎない。逆に、老後の世話をしてくれた子どもにより多く、または遺産全部を残したいと考えている日本人は29%もいるのに対し、アメリカでは3%にすぎない。

日本人の場合、親は長男に対して老後の世話、介護、援助、同居などを期待して遺産相続を決定している。遺産相続を巡って親子間にあるのは、「愛情」ではなく、「見返り」の割合が高いということだ。

つまり、日本の親は利己的なのです。子ども手当を受給するのが親であることを考えると、親がそのお力ネを子どものために使う保証はまったくない。子どもへの支出が増える保証もない。子ども手当が子どものために使われるようにするには、現金支給ではなく、教育パウチャー（教育費にしか使えない金券）の形で支給すべきです。

（チャールズ・ユウジ・ホリオカ氏）